

## 日本アンチ・ドーピング規律パネル決定

2015-002 事件

競技者氏名： 西村義人

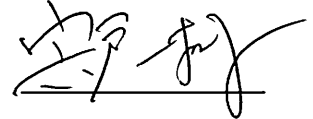
競技種目： パワーリフティング

標記事件につき、日本アンチ・ドーピング規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 27 年 11 月 12 日

日本アンチ・ドーピング規律パネル

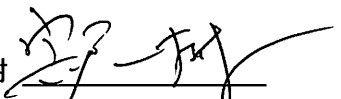
副委員長 宍戸 一樹

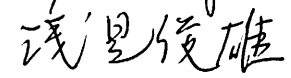


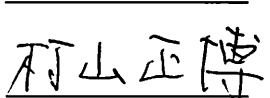
### 聴聞パネル決定

日本アンチ・ドーピング規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本アンチ・ドーピング規律パネル委員長により任命された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、平成 27 年 10 月 28 日に開催された聴聞会（以下「本聴聞会」という。）の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

平成 27 年 11 月 12 日

宍戸 一樹 

浅見 俊雄 

村山 正博 

### 記

#### [決 定]

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び同 10.8 項に従い、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績（第 44 回男子全日本パワーリフティング選手権大会における競技成績を含む。）はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞はいずれも剥奪される。
- ・ 本規程 10.2.1.1 項及び同 10.11.3.1 項に従い、平成 27 年 7 月 30 日より 4 年間の資格停止とする。

〔理 由〕

- 平成 27 年 6 月 28 日に実施された競技会検査において競技者から検出された物質ドロスタノロン (drostanolone) は、2015 年禁止表国際基準 (以下「禁止表」という。) における「S1.1.a. 蛋白同化男性化ステロイド薬 (外因性)」において禁止物質とされているため、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。競技者は、その後 B 検体についての分析を要求したが、平成 27 年 10 月 10 日付で株式会社 LSI メディエンスから提出された報告書 (Test Report) によれば、上記の当初検出結果を追認するものであったことが認められる。なお、競技者は、暫定聴聞会及び聴聞会において、上記の結果及びそこに至る手続過程に関して特段争わなかった。
- そこで、本件においては、競技者について本規程 2.1 項 (競技者の検体に、禁止物質又はその代謝物若しくはマーカーが存在すること) の違反が認められ、同 9 条及び同 10.8 項に基づき、検体採取の日から暫定的資格停止期間の開始日までに獲得された競技者のすべての個人成績 (第 44 回男子全日本パワーリフティング選手権大会における競技成績を含む。なお、当該競技会を以下「本件競技会」という。) はいずれも失効し、かつ、上記期間において獲得されたメダル、得点、及び褒賞 (もしあれば) はいずれも剥奪されると考えるのが相当である。
- 上記検出物質は、「禁止物質」に該るものである一方で、禁止表における「特定物質」には該当しないところ、競技者は、本件の違反は意図的ではなかったと主張する。この点、競技者は、本聴聞会において、上記禁止物質が体内に摂取された具体的な経緯につき、競技者が本件競技会の数ヶ月前から摂取していた複数のサプリメントのいずれかにドロスタノロンが含まれていたものと考えられる旨述べたが、本件の禁止物質の体内侵入経路については本聴聞会における競技者提出の各証拠からは必ずしも明らかとなったとはいえない。また、競技者はサプリメントの摂取目的について、集中力の向上を目的とするものであったと述べるが、これらのサプリメントはいずれも競技者が海外事業者の開設したウェブサイトにて購入・輸入したものであるところ、海外事業者の通信販売ウェブサイトを通じて入手したサプリメントに禁止物質が含まれている危険性については競技者の所属する国内競技連盟による研修・注意喚起等を通じて既に認識していたものであることが認められるのであり、本件の違反が意図的ではなかったと認めるには疑いが残ると言わざるを得ない。よって、本件の違反が意図的ではなかった旨を競技者が立証できたとはいえず、本件においては本規程 10.2.1.1 項が適用される。
- 以上の各事情及び今回の違反が 1 回目の違反であることからすれば、本規程 10.2.1.1 項の定めに基づき、競技者を 4 年間の資格停止とするのが相当である。
- 本件では、競技者に対し、JADA 担当者による平成 27 年 7 月 30 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.9.1 項に基づく暫定的資格停止が課されている (かかる暫定的資格停止に関しては同年 10 月 28 日に暫定聴聞会が開催されている。)。したがって、同 10.11.3.1 項により、資格停止期間の開始日は同年 7 月 30 日とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上